

旭川市市民活動交流センター利用者の皆さま

## 旭川市市民活動交流センター利用料金及び 備付設備(貸出備品)利用料金の改定について

日頃から、旭川市市民活動交流センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、旭川市市民活動交流センターでは、旭川市市民活動交流センター利用料金規程の改定に伴い、施設利用料金及び備付設備(貸出備品)利用料金を下記のとおり変更いたします。

つきましては、利用料金の見直しにご理解いただきますとともに、今後とも旭川市市民活動交流センターをご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 改定の時期について

1. 新しい使用料金は、令和元年 11 月 12 日以降に使用承認された令和 2 年 4 月 1 日以降のご利用に対して適用されます。
2. 令和元年 11 月 12 日以前に使用承認された令和 2 年 4 月 1 日以降のご利用につきましては従前の料金が適用されます。
3. また、令和 2 年 3 月 31 日までのご利用につきましては、従前の料金が適用されます。

### 旭川市市民活動交流センター利用料金

区 分		単 位	金 額(単位:円)(冷暖房料)		
			市民活動団体等	一 般	一般営利
屋 内	会議・研修室1	1 時間につき	210 (50)	430 (90)	860 (90)
	会議・研修室2	1 時間につき	240 (50)	490 (100)	980 (100)
	会議・研修室1・2	1 時間につき	450 (90)	920 (190)	1,840 (190)
	作業・打合せ室	1 時間につき	100 (20)	210 (50)	420 (50)
	事務作業室	1 時間につき	70 (20)	150 (30)	300 (30)
	ホール	1 時間につき	920 (190)	1,850 (370)	3,700 (370)
	上記以外の施設	1 m <sup>2</sup> ・1 時間 につき	4	8	16
屋 外	屋外広場	1 時間につき	50	100	200
	上記以外の施設	1 m <sup>2</sup> ・1 時間 につき	1	2	4

### 備考

- 1 「市民活動団体等」とは、本市の区域内で市民活動を行っている団体又は個人で、市長の定めるところにより、あらかじめ指定管理者が認めたものをいう。
- 2 使用時間が 1 時間未満の場合は、1 時間とする。
- 3 使用面積が 1 m<sup>2</sup>未満の場合は、1 m<sup>2</sup>とする。
- 4 一般の利用料金の適用となる者が、商品の宣伝・販売や入場料、参加料を徴収するなど営利を目的とする行事等について交流センターを使用する場合は、10 割増しの利用料金とする。
- 5 使用時間には、準備又は原状回復(整理整頓、清掃など)のための時間を含むものとする。

旭川市市民活動交流センター備付設備(貸出備品)利用料金表

	名称	設置場所	単位	単位(円)	設置数	備考
1	スクリーン	-	1回	無料	1	
2	ホワイトボード		1回	無料	3	
3	プロジェクター		1回	400	2	外部貸出の場合。貸出台数1台まで。
			1日	1,000		
4	液晶テレビ		1回	無料	1	
5	ビデオデッキ		1回	無料	1	
6	DVDプレイヤー		1回	無料	1	
7	ポータブル音響		1回	200	1	
8	パソコン		1回	無料	4	
9	展示パネル	1回	無料	-	貸出数は設置数を上限とする。	
10	カラーコピー機 (コインベンダ-式)	情報・閲覧コーナー	1枚	10	1	白黒
			1枚	50		カラー
11	パソコン		1回	無料	2	
12	メールボックス		1年	無料	-	貸出数は設置数を上限とする。
13	プリンター	事務作業室	1枚	10	1	白黒
			1枚	30		カラー
14	印刷機(リソグラフ)	コピー・印刷室	1枚	5	1	A3サイズ 用紙代込 1製版につき50円増
			1枚	4		A4サイズ 用紙代込 1製版につき50円増
15	丁合機		1回	無料	1	
16	紙折り機		1回	無料	1	
17	裁断機		1回	無料	1	
18	製本機		1回	無料	1	製本テープ代別
19	電動ホッチキス		1回	無料	1	
20	電動穴開け機		1回	無料	1	
21	ラミネーター		1枚	200	1	A3サイズ
			1枚	100	1	A4サイズ
22	貸ロッカー	貸ロッカー室	1月	300	20	2段
			1月	200	30	3段
23	移動式簡易ステージ	ホール	1回	無料	1式	設置・撤去は使用者
24	ステージ幕		1回	無料	1式	設置・撤去は使用者
25	音響設備		1回	500	1式	マイク込
26	照明設備		1時間	360	1式	12台 時間数はホールの利用時間と同じとする。
			1時間	180	前列のみ	6台 時間数はホールの利用時間と同じとする。
27	ピアノ		1回	500	1	
28	電源設備		屋外	1回	500	-
29	水道設備	1回		300	-	
30	プリンター(複合機)	事務室	1枚	10	1	白黒
			1枚	30		カラー

	名称	設置場所	単位	サイズ	単価(円)(用紙代込)					
					A1 幅(594 mm)			A2 幅(420mm)		
					普通紙	コート紙	光沢紙	普通紙	コート紙	光沢紙
31	大型プリンター(カラー・白黒)	事務室	1 枚	1m 以下	440	620	660	290	410	480
			1 枚	2m 以下	880	1,240	1,320	580	820	960
			1 枚	3m 以下	1,320	1,860	1,980	870	1,230	1,440
			1 枚	4m 以下	1,760	2,480	2,640	1,160	1,640	1,920
			1 枚	5m 以下	2,200	3,100	3,300	1,450	2,050	2,400
			1 枚	6m 以下	2,640	3,720	3,960	1,740	2,460	2,880
			1 枚	7m 以下	3,080	4,340	4,620	2,030	2,870	3,360
			1 枚	7m を超える場合 (1m あたり)	440	620	660	290	410	480

※1 回とは、1 日を上限として、連続した時間の使用とする。

※コピー・印刷室に設置する備付設備(貸出備品)並びに大型プリンター、貸ロッカー及びメールボックスの使用は、交流センター条例別表利用料金設定基準に既定する市民活動団体等に限る。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

※印刷機(リソグラフ)について、用紙の持込みをする場合は、A4 の場合は 1 枚当たり 1 円、A3 の場合は 1 枚当たり 2 円を減じた利用料金とする。

※貸ロッカーの使用が 1 月未満の場合は、1 月分の利用料金を適用する。

※貸ロッカー及びメールボックスの使用承認期間は、1 年以内とする。

※施設管理上支障がないものと指定管理者が認めた備付設備(貸出備品)は、交流センター内の設置場所以外での使用を認める。

※大型プリンターについて、7m を超える使用の場合、7m を超えた分が 1m に満たない場合及び 1m に満たない端数を生じた場合は 1m に切り上げる。

※大型プリンターについて、使用者の依頼を受け、指定管理者が原稿を作成する場合、1 原稿当たり 500 円を加算する。

※大型プリンターについて、A3 サイズを印刷する場合、コート紙 1 枚当たり 210 円、光沢紙 1 枚当たり 240 円とする。